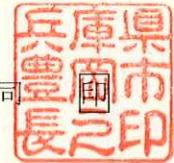


全日本不動産協会兵庫県本部本部長 様

豊岡市長 門間 雄司



市有財産売却の媒介依頼書

下記の市有財産売却の媒介について、豊岡市市有財産売却の媒介に関する事務取扱要綱第3条第1項の規定により依頼します。

記

1 媒介を依頼する市有財産

分類	物件 番号	財 産 区 分	所在地番 又は所在地	地 目 又は種類	地積又は 床面積 (㎡)	売却提示価格 (円)
I類 II類	26- 1	土地	豊岡市日高町祢布字祢布 ヶ森 905 番 1	雑種地	1,188.00	25,600,000

※ 分類のI類の物件は審査を行いません。II類の物件については、第8条第2項の規定により審査を行います。該当する扱いの分類に□を付けています。

※ 媒介業者は、申込者に対して媒介手数料を請求することができませんのでご注意ください。

2 依頼期間 本日から市が市有財産売却の媒介依頼の中断・中止通知をするまで

3 契約条件 特になし

4 物件資料等

<https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/shiyuzaisan/1018914/1024058.html>

【問合せ先】

豊岡市 資産活用課

担当：林

電話：0796-21-9129

E-mail：[shisan@city.toyooka.lg.jp](mailto:shisan@city.toyooka.lg.jp)